

(第3種郵便物認可)

一の 栄谷 眞見 私見



農地中間管理機構

以下「農地バンク」の見直し方針が決定した。来年が農地中間管理機構法で定める、施行後5年を自途とする制度見直しの年となっていることともなっていることと見直しではある。

農水省の見直し方針案を了承するにあたって野村哲郎・自民党農林部会長が述べた「基本は(地域農家の)話し合いだ。人・農地がつながらないといけない。そこに尽きる」との見解は重要で、まさしく的を突いた発言だ。

この数年、農地集積の停滞は明らかで、農地バンクの大幅な見直しは避けられない状況ではあった。すなわち2014年の施行時50・8%であった担い手への農地集積率を、23年度までに8割とする

政府目標に対し、17年度は55・2%にとどまり、担い手への集積面積で見ても17年度1万7244haと前年比で11%も減少している。集落営農組織の法人化時に、各構成員が機構をつくり新設法人に農地を貸し付ける等の動きが一巡したと見ることできるが、基本的には農地の出し手の掘り起こしに窮していたというのが実情

で県レベルでの農地調整二元化の限界が明らかになったはずなのに見る。

農地バンク見直し方針として打ち出された柱が、①「人・農地をつなぐ」の記載内容の見直し、②地域の話し合いの活性化、③助成制

解決は地域農家の話し合いにしかない

を中心とする。これをもとに地域実態に応じて市町村、農業委員、JＡなどが「エグゼクティブ」として積極参加して地域での話し合いを活性化しようとするもので、①、②は一体であり、セットである。この「人・農地をつなぐ」について規制改革推進会議が農地バンク創設時の議論の中で、企業の参入を阻害するものではないと

「プランの法制化を訴える農水省に反対して見送りをさせた経緯がある。今回、同会議はプランの「活性化が必要」とであると主張を変えた。この間、プラン作成するための地域での話し合いの開催がほとんどなかった。市町村の職員は不足し、話し合いのきっかけだった来年度の生産数量目標の配分もなくなり、ますます動員が難しくなっているとの指摘もある。

今回の一連の動きを見ても痛感するのは、地域のことば地域が主体となって取り組まなければ解決は困難だということである。農地問題にとどまらず農業・農政問題全般を県レベルさらには国レベルに持ち上げて解決をはかる必要がある。効率化重視と同時に画一化を廃棄させられ、ひいては規制改革推進会議が指摘するように地域の実情を無視し市場化・自由化の対象として農業・農村を見られなくなってしまう。行政に問題があることは確かであるが、一方ではこれまで行政への依存を強めてきた農業・農村側の問題も大きい。「人・農地をつなぐ」の見直しをきっかけに、農業者主体で地域の話し合いを活性化させていくことからの見直しが必要だといえる。この中で農業者が誇りを取り戻し、地域農業の振興を基本としていくことになる。しかし、真の農政改革の入り口はない。農的「社会デザイン」研究所代表)